

〈参 考〉

東京都歯科保健対策推進協議会設置要綱

(設 置)

第1 東京都歯科保健医療推進計画（平成5年6月4日衛生局長決定）に基づき都民の歯の健康づくり対策を推進するため、区市町村や歯科関係団体との連携・調整を図りながら、総合的な協議を行う場として、東京都歯科保健対策推進協議会を設置する。

(協議事項)

第2 協議会は、次の事項について協議し、必要に応じて福祉保健局長に意見を具申する。

- (1) 都の歯科保健対策の評価と今後の進め方に関する事。
- (2) 地域歯科保健対策推進の基本的方向に関する事。
- (3) その他必要と認められる事。

(構 成)

第3 協議会は、学識経験を有する者、歯科保健医療に従事する者、関係団体等の代表及び関係行政機関の職員等のうちから、福祉保健局長が委嘱し、又は任命する委員20名以内をもって構成する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座 長)

第5 協議会に座長及び副座長を置く。

2 座長は、委員の互選により定め、副座長は座長が指名する者をもって充てる。

3 座長は、協議会の会務を総理する。

4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招 集 等)

第6 協議会は、座長が招集する。

2 座長は、必要に応じて協議会に委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。

(部 会)

第7 協議会に、専門的な事項を検討するため、必要に応じて部会を設置することができる。

2 部会の運営に必要な事項は、別に定める。

(会議の公開等)

第8 会議（部会の会議を含む。以下同じ。）並びに会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。ただし、座長、部会長又は委員の発議により出席委員の過半数により議決したときは、会議又は会議録を公開しないことができる。

2 会議又は会議録等を公開するときは、座長又は部会長は、必要な条件を付することができる。

(庶務)

第9 協議会及び部会の庶務は、東京都福祉保健局医療政策部医療政策課において処理する。

(補則)

第10 この必要に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、座長が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成7年6月23日から施行する。

(任期の特例)

2 この要綱の施行後、最初に任命する委員の任期については、第4の規定にかかわらず、平成9年3月31日までとする。

附則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成16年8月1日から施行する。

「西暦2010年の歯科保健目標」の達成度評価実施要綱

平成21年4月1日
20福保医政第1691号

第1 目 的

都民の歯科疾患の状況及び歯科保健行動の実態を把握するため、各種の調査を実施し、平成12（2000）年度に策定した「西暦2010年の歯科保健目標」の達成状況を評価する。また、評価結果に基づき、新たな歯科保健目標を設定し、より効果的な歯科保健医療施策を推進し、もって都民の生涯を通じた歯と口腔の健康保持・増進及び8020の実現を目指す。

第2 事業内容

1 東京都歯科保健対策推進協議会専門部会の設置

「西暦2010年の歯科保健目標」の達成度調査の実施方法や評価について検討するため、東京都歯科保健対策推進協議会設置要綱第7の規定に基づき専門部会を設置する。

2 達成度調査の実施

西暦2010年の歯科保健目標の達成度を評価するため、次に掲げる調査を実施し、結果をまとめる。

(1) 東京都歯科診療所患者調査

都内歯科診療所に来院する成人・高齢患者の口腔内状況の記録及び歯科保健行動に関する調査を行う。

(2) 島しょ地区歯科疾患実態調査

小児のう蝕が多く、歯科医療機関が少ない島しょ地区において、小児及び成人の口腔内状況の記録及び歯科保健行動に関する調査を行う。

(3) 東京都幼児期・学齢期の歯科疾患及び歯科保健行動に関する調査

都内の幼児及び小学校、中学校に通う児童・生徒の歯科疾患の状況及び歯科保健行動に関する調査を行う。

(4) その他

3 評価の実施

「西暦2010年の歯科保健目標」の達成度調査の結果を受けて、「西暦2010年の歯科保健目標」の達成度評価をまとめる。

第3 「西暦2010年の歯科保健目標」の達成度評価の結果

この事業における評価結果については、新たな歯科保健目標の設定と今後の歯科保健医療施策に活用する。

第4 その他

この要綱に定めるもののほか、この評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成23年3月31日をもって廃止する。

東京都歯科保健対策推進協議会専門部会設置要綱

平成21年4月1日
20福保医政第1691号

(設置)

第1 「西暦2010年の歯科保健目標」の達成度評価を行うに当たって、東京都歯科保健対策推進協議会設置要綱第7に基づき、東京都歯科保健対策推進協議会専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2 専門部会は、次の事項について協議し、必要に応じて福祉保健局長（以下「局長」という。）に意見を具申する。

- 1 「西暦2010年の歯科保健目標」の達成状況等の評価に関すること。
- 2 新たな歯科保健目標の設定に関すること。
- 3 その他必要と認められること。

(構成)

第3 専門部会は、学識経験を有する者、関係団体の代表及び関係行政機関の職員等の中から、局長が委嘱し、又は任命する委員15名以内の委員をもって構成する。

(委員の任期)

第4 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長の選任及び代理)

第5 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、委員の互選により選任し、副部会長は部会長が指名する者をもって充てる。
- 3 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(招集等)

第6 専門部会は、必要の都度部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要に応じて専門部会にその委員以外の者の出席を求め、又は他の方法で意見を聴くことができる。
- 3 専門部会の委員は、職務代行者を代理として出席させることができる。

(会議及び会議録の公開、非公開)

第7 専門部会の会議（以下「会議」という。）並びに会議に係る資料及び会議録等（以下「会議録等」という。）は、公開とする。ただし、部会長又は委員の発議により、出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。

- 2 会議又は会議録等を公開するときは、部会長は、必要な条件を付することができる。

(庶務)

第8 専門部会の庶務は、東京都福祉保健局医療政策部医療政策課において処理する。

(その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、専門部会の運営に必要な事項は、部会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成23年3月31日をもって廃止する。

東京都歯科保健対策推進協議会委員名簿

区分	氏名	現職
学識経験者	石館 敬三	(財)東京都結核予防会理事長
	植田 耕一郎	日本大学歯学部教授
	宮武 光吉	東京歯科大学元教授
関係団体等の代表	角田 徹	(社)東京都医師会理事
	山崎 一男	(社)東京都歯科医師会副会長
	櫻井 善忠	(社)東京都学校歯科医会会長(～平成22年3月31日)
	川本 強	(社)東京都学校歯科医会会長(平成22年4月1日～)
	富田 基子	(社)東京都歯科衛生士会会長
	西澤 隆廣	(社)東京都歯科技工士会会長
	松谷 満子	(財)日本食生活協会会長(～平成22年3月31日)
行政機関の職員 (区市町村)	西田 みちよ	墨田区保健衛生担当部長(～平成22年3月31日)
	稲垣 智一	墨田区保健衛生担当部長(平成22年4月1日～)
	星野 恭一郎	福生市福祉保健部長(～平成22年3月31日)
	森田 秀司	福生市福祉保健部長(平成22年4月1日～)
	山田 善裕	杉並区杉並保健所健康推進課長
行政機関の職員 (東京都職員)	松山 英幸	教育庁地域教育支援部長
	吉井 栄一郎	福祉保健局医療政策部長(～平成22年3月31日)
	山岸 徳男	福祉保健局医療政策担当部長(平成22年4月1日～)

東京都歯科保健対策推進協議会専門部会委員名簿

区分	氏名	現職
学識経験者	宮武 光吉	東京歯科大学元教授
	尾崎 哲則	日本大学歯学部教授
	平野 浩彦	地方独立行政法人東京都健康長寿医療センター 研究所 社会科学系 専門副部長
関係団体等の代表	高野 直久	社団法人東京都歯科医師会理事
行政機関の職員	白井 淳子	新宿区健康部健康企画・歯科保健担当副参事
	小川 信彦	台東区健康部健康医療課地域医療対策係長
	鳥山 律子	足立区千住保健総合センター歯科保健担当
	植松 久美子	府中市福祉保健部健康推進課母子保健係
行政機関の職員 (東京都職員)	田村 道子	教育庁地域教育支援部歯科保健担当課長
	小松崎 理香	南多摩保健所歯科保健担当課長
	宇田川 京子	西多摩保健所企画調整課保健医療係主任

「西暦2010年の歯科保健目標」の達成度評価及び「いい歯東京」の検討経過

1 歯科保健対策推進協議会

○平成21年3月12日

- ・「西暦2010年の歯科保健目標」達成度調査の実施について
- ・東京都歯科保健対策推進協議会専門部会の設置について

○平成22年3月29日

- ・「西暦2010年の歯科保健目標」達成度調査について

○平成22年11月16日

- ・東京都歯科保健目標「いい歯東京」（案）について

2 歯科保健対策推進協議会専門部会

○平成21年4月17日

- ・東京都歯科保健対策推進協議会専門部会の進め方について
- ・「西暦2010年の歯科保健目標」の達成度調査について

○平成21年9月7日

- ・「西暦2010年の歯科保健目標」の達成度調査進捗状況について
- ・今後の「西暦2010年の歯科保健目標」の達成度調査の調査案について

○平成22年2月22日

- ・「西暦2010年の歯科保健目標」達成度調査の調査結果について
- ・歯科保健目標の新たな視点について

○平成22年5月21日

- ・新たな歯科保健目標の項目検討について

○平成22年8月4日

- ・「西暦2010年の歯科保健目標」達成度調査評価案の検討について
- ・新たな歯科保健目標の提言案の検討について

東京都歯科保健目標 いい歯東京

平成23年度～平成27年度

平成23年1月発行

登録番号 (22) 292

編集・発行 東京都福祉保健局 医療政策部 医療政策課
郵便番号 163-8001 東京都新宿区西新宿2丁目8番1号
電話番号 03 (5320) 4433 (ダイヤルイン)

印刷 一世印刷株式会社
郵便番号 161-8558 東京都新宿区下落合2-6-22
電話番号 03 (3952) 5651 (代)

